

6日獣発第362号
令和7年3月26日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、令和7年3月21日付け6消安第5579号-1をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和7年3月6日付けで行われ、別紙（<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/250321.html>）のとおり公表されたとのことです。

つきましては、内容についてご了知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層のご協力をお願いいたします。

本件のお問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：岡本
TEL:03-3475-1601
E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく処分が令和 7 年 3 月 6 日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に答えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。